

令和7年度  
塩尻市障がい福祉施設整備事業補助（改修）  
事業者プロポーザル募集要領

塩尻市健康福祉部

福祉支援課

令和7年4月

## 1 趣旨

本市は、塩尻市第六次総合計画長期戦略において、取り巻く環境や住む人々、関係する人々のニーズが変化する中、本市が現在の強みや資源を生かしさらに飛躍し、持続可能であるために、「多彩な暮らし、叶えるまち。-田園都市しおじり-」を都市像として設定している。その中で、長期戦略戦略分野「医療・介護・保険・福祉」の長期戦略が描くありたい姿においては、「一人ひとりが健康や老い、障がいなどそれぞれの特性と向き合いながら自らの健康を守ることや周りに対してできることを考えた活動によって日常生活を自立して送ることができている」としている。

また、第九次塩尻市障がい者福祉推進プランにおいては、「自分らしく、安心して暮らし続けることができるまち」を基本目標とし、誰でも参加と活躍ができる「場づくり」を推進目標に掲げ、一人ひとりが尊重され、自己選択、自己決定によって希望する安心な暮らしをすることができるまちを目指している。

これを踏まえ、誰もが可能な限り身近な場所において必要な日常生活や社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されるよう、市内に不足する福祉サービスを提供する施設の整備に対し、必要経費の一部を助成するもの。

## 2 募集内容

### (1) 補助対象施設

塩尻市内に立地し、次のいずれかに該当する事業所

ア 障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の3に定める短期入所を実施する事業所

イ 障害者総合支援法施行規則第6条の10第1項第1号に定める就業継続支援を実施する事業所

ウ 障害者総合支援法施行規則第6条の10の2に定める就労移行を実施する事業所

エ 障害者総合支援法施行規則第6条の10の2に定める生活介護を実施する事業所

### (2) 対象となる行為

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の基準に適合する既存建築物の改修

## 3 補助金の額

2,000,000円

（補助の対象となる経費の総額から当該経費に対し国、県等から受けた、又は受ける見込みのある補助金の額を控除して得た額（千円未満切り捨て）とし、2,000,000円を上限とする）

#### 4 応募資格

本募集に応募できる者（以下、「参加者」という。）次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する法人であること。
  - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
  - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
  - ウ 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する日本赤十字社
  - エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
  - オ 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立された労働者協同組合
  - カ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (2) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年12月25日条例第35号）第2条第1項第1号の暴力団及び同条第2号暴力団員に該当しないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者ではないこと
- (5) 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと
- (6) その他法令等に違反しない事業者であること

#### 5 整備及び開設年度

令和8年3月31日までにすべての工事を完了し、施設を開設すること。

#### 6 事業者選定スケジュール

募集要領の公表	令和7年5月1日（木）～ 令和7年7月31日（木）
募集要領に関する質問書の受付	令和7年6月13日（金）午後5時まで
質問書の回答	令和7年6月20日（金）
公募申請書の受付締切	令和7年6月30日（月）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和7年7月18日（金）
選定結果の公表	令和7年7月下旬

- (1) 募集要領の公表について
  - ア 公表期間 令和7年5月1日（木）から令和7年7月31日（木）までの間
  - イ 公表場所 塩尻市保健福祉センター1階福祉支援課障がい福祉係  
塩尻市ホームページ
- (2) 質問書の受付について
  - ア 受付 電子メールにより受け付ける
  - イ 受付期間 令和7年5月1日（木）から令和7年6月13日（金）午後5時までの

## 問

ウ 質問方法 「塩尻市障がい福祉施設整備事業補助金募集要領に関する質問書」により、電子メールで福祉支援課障がい福祉係へ提出すること

※電子メール送信後、確認の電話連絡をお願いします。

※来庁や電話での質問は受付できません。

(3) 質問書の回答 令和7年6月20日(金)までに全ての質問の回答を申請者全員に電子メールにて回答を予定。

※質問内容によっては回答できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

(4) 公募申請書の受付期間 令和7年5月1日(木)午前8時30分から  
令和7年6月30日(月)午後5時15分まで

(5) 選定委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)

令和7年7月18日(金)開催予定

(6) 選定結果の公表 塩尻市ホームページにより令和7年7月下旬公表予定

## 7 事業者の選定方法

(1) 事業者の選定等

選定に当たっては、選定委員会(プレゼンテーション審査)を開催し、選定結果に基づき市長が補助候補者を決定する。

なお、選定委員会は次の4名で組織する。

区分	所属・役職
委員長	健康福祉部長
委員	福祉支援課長
委員	福祉支援課主幹
委員	地域共生推進課長
委員	障がい福祉係長

(2) 審査結果の公表

選定委員会における審査結果は公募者全員に通知するほか、塩尻市ホームページにて公表する。(令和7年7月下旬公表予定)

(3) 補助候補者との協議

市は、市長が決定した補助候補者と細目協議を行う。

(4) 次順位補助候補者(次点者)との協議

次の場合は、市は次順位の補助候補者と交渉を行う。

- ・補助候補者が参加資格を有しなくなったとき。
- ・補助候補者が辞退の届出を市へ提出したとき。
- ・市と補助候補者の交渉が不調となったとき。

## (5) その他

審査及び補助候補者・次順位補助候補者との協議の結果、適切な事業者が無いときは、市は当該補助の対象者を再募集することがある。また、選定等の結果について、申請者は異議を申し立てることはできない。

## 8 提出書類及び提出方法

### (1) 申請書等の提出書類

申請書等の提出書類は、(別紙)提出書類一覧表のとおりとし、様式に定めのないものはA4版で任意の書式とすること。ただし、図面についてはA3版ファイル折りとする。正式な提出書類は1部とし、残り5部は写しでも構わない。

### (2) 参加資格結果の通知

市は提出された申請書等に基づき参加資格要件を確認した結果を令和7年7月4日(金)までに全ての参加者にメールにて通知する。

## 9 留意事項

### (1) 辞退について

応募後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を書類提出先へ持参又は郵送で提出すること。なお、辞退したことによりそれを理由に以後不利益な扱いを受けるものではない。

### (2) 追加資料の請求

事業者の選考上、本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合がある。

### (3) 申請受付期間経過後の取り扱い等

申請受付期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しないほか、申込受付期間内に申請書類が全て整わない場合や本市からの別に期間を定めて行う資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものとして処理する。

### (4) 開発・建築関係法令への対応

都市計画法及び建築基準法並びに条例等による開発及び建築規制等の適用を受ける場合、担当行政機関と事前に相談し、必要な手続きの確認と許認可の可能性について協議を行うこと。

### (5) 選定後の計画変更

事業予定者として選定された後、大幅な計画変更が生じた場合は、変更理由の妥当性、公募の要件等を確認した上で再審査を行う。ただし、名称の変更等軽微な計画変更は除く。

## 10 企画提案について

### (1) プレゼンテーション用企画提案書の作成

参加者は、考えうる最適な整備方針を反映した企画提案書等を作成し、提案するものとする。なお、企画提案は1者につき1件とする。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目や選定評価表を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4、左綴じとすること。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を作成すること（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。）

金額は消費税等込みの金額を記入すること。

【企画提案書作成項目】

1.施設整備方針
2.整備工程表
3.組織体制計画
4.人員配置計画
5.施設運用方針
6.見積書及び見積内訳書

1 1 プレゼンテーションによる審査

(1) プレゼンテーションについては、企画提案書に基づき実施する

ア 1申請者あたりの説明時間は15分以内、質疑応答は10分以内とする。

イ プレゼンテーションに必要な機器は申請者が用意すること。ただし、プロジェクター等及びHDMIケーブルは市が用意する。

ウ 出席者は3名以内とする。

エ 市はプレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(2) 実施日

令和7年7月18日（金）（開始時間は個別に市から連絡することとする）

(3) 審査場所

参加資格結果の通知時に市から連絡することとする。

(4) 審査結果の通知

書面にて市から通知する。

(5) プレゼンテーションの注意事項

ア プレゼンテーションは企画提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料や動画は認めない。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

## 1.2 審査基準

次の審査基準に基づき選定委員会で審査し、審査基準の項目毎の点数を合計し、総合得点により順位を決めるものとする。

評価項目	配点
施設の運営方針	20
経営基盤の安定性・事業展開の確実性	10
資金計画・事業設計等の考え方	5
事業内容と整備スケジュール	10
提供するサービス等の内容	20
整備予定施設の概要等	15
プレゼンテーション及びヒアリング	20
合計点	100

※総合得点が6割未満の場合は選定対象外とする。

## 1.3 審査結果の公表

審査結果は、塩尻市ホームページで公表する。申請書等は原則非公開とする。

## 1.4 提案の著作権

提案の著作権は、参加者に帰属するものとする。

## 1.5 問い合わせ先及び書類提出先

塩尻市健康福祉部 福祉支援課 障がい福祉係（塩尻市保健福祉センター1階）

担当：藤原

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

電話番号：0263-52-0280（内線2116）

メールアドレス：shogaifukushi@city.shiojiri.lg.jp